

あなたの職場も

外国
人材

活躍
宣言
事業所

の認定を受けませんか？



令和5年 6月1日(木) >> 30日(金) 17時必着

外国人材活躍宣言事業所の認定を受けるメリット

メリット1

優秀な外国人材の確保につながる！

認定マークで事業所のイメージアップ！
外国人材の応募につながります。
市HPや【はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイトHAMAPO】では、企業の取組をご紹介します。



メリット2

市の発注業務で優遇される！

市が発注する建設工事の入札における総合評価落札方式の評価項目で加点があります。
その他、市発注の物品購入や業務委託において優先調達！



メリット3

多文化共生に関する相談を受けられる！

アドバイザーによる外国人材の定着支援、日本人社員への異文化理解研修など各種のサポートを受けられます。
(認定後1回分は無料)



メリット4

日本語学習者への補助金が増額！

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金の交付上限が通常より10万円アップ！
日本語の上達は、外国人材の定着につながります。



認定を目指している浜松市内の事業所にアドバイザーを無料で派遣します！



社会保険労務士、または外国人材雇用・定着支援にかかわるキャリアコンサルタントが、外国人材のさらなる定着・活躍促進、就労環境の向上を支援します。

*1事業所につき2時間以内を2回まで

申し込み方法 本年度の認定を目指して、アドバイザーの派遣を希望する場合は、6月10日までに申請してください。
派遣申請書は浜松市HP及び【はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイトHAMAPO】からダウンロードできます。

認定のプロセス



【提出書類】 6月30日までに以下の書類をご提出ください。*詳しくは浜松市のホームページをご覧ください。

- ①認定申請書 ②取組報告書 ③チェックリスト ④市税完納証明書 ⑤暴力団排除に関する誓約書
- ⑥就業規則及び諸規定の写し ⑦事業所の概要がわかるもの ⑧外国人材の雇用状況がわかるもの

【申請要件】 令和5年4月1日現在、1年以上浜松市に所在していること。等

認定申請要件の詳細、提出書類のダウンロードはこちら



外国人材活躍宣言事業所認定制度は、浜松市が公益財団法人浜松国際交流協会へ運営を委託して実施しています。

【書類の提出先・お問い合わせ】

(公財) 浜松国際交流協会 (HICE) 〒430-0916 浜松市中区早馬町2-1クリエート浜松4F

✉ job_info@hi-hice.jp ☎ 053-458-2170